

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 21 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する
定期の予防接種に関する疑義解釈について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種（以下「定期の予防接種」という。）に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、認知症等により本人の意思確認が容易ではない方に対する定期の予防接種に関する疑義解釈を別添のとおり作成いたしましたので、これを御了知の上、適切な運用をいただくとともに、接種を実施する医療機関及び関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

(別添)

(問)

認知症の高齢者の方など、本人の意思確認が容易でない方に対して予防接種を実施する際の留意点として、定期接種実施要領第1の10(4)では「なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。」と記載がある。

本人の意思確認を行うことが容易ではない場合において、日常的に本人との意思疎通を図っている家族等が同意書を代筆し接種を行うことは、実施要領の「明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない」との記載との関係上、差し支えないか。

(答)

予防接種は、対象者が接種を希望している場合に、接種を行っていただくものです。

このため、認知症の高齢者等、本人の意思確認を行うことが難しい場合においても、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者（以下「家族等」という。）など、日頃から身近に寄り添い、意思疎通を図っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることが必要です。

そのうえで、本人の意思を酌み取った身近な家族等が同意書を代筆し、接種を行うことは差し支えありません。

(参考) 令和7年2月27日 衆議院・予算委員会第5分科会
高齢者インフルエンザワクチン接種に関する家族同意に関する厚生労働省の答弁

高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種は、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種として行われております。B類疾病の定期接種は、市町村による接種の勧奨や御本人に接種を受ける努力義務がないことから、自らの意思で接種を希望していることを確認の上、接種を行うこととしております。

御指摘のありました認知症の方など御本人の意思を確認することが容易でない場合は、本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種を行うことは差し支えなく、この運用については以前から変更しておりません。